資料１０

第６回地域まちづくりのあり方検討会資料

NEXT FUTURE

令和５年６月１３日（火）

宮崎市

地域振興部

地域コミュニティ課

目次

1　第５回検討会の振り返り

2　住民主体による地域組織の運営のあり方

3　地域まちづくりに係る行政支援のあり方

4　地域まちづくりの基本的な考え方

第１回・第２回地域まちづくりのあり方検討会での課題の論点整理（委員コメント抜粋）

1　地域まちづくりの目標・目的

① 地域まちづくりの終着点をどこに置くかを考える必要がある。地域まちづくりの終着点は、全住民が知り合いになることと考える。顔見知りとなることで、住民同士で助け合える。
② 地域の課題が共通であると住民は集まりやすく、地域コミュニティは継続できる。
③ 活動の目的と趣旨（誰のために何をするのか）がしっかりとしたものであると、活動への関わりが増える。

2　地域まちづくりへの多様な人材の参加

① 地域まちづくり推進委員会の活動を推進していくためには、人材の確保について仕組み化する必要がある。
② 地域まちづくりの活動には、高齢者を最大限、活用した方がいい。
③ まちづくりに関わる人が減っているというわけではないので、次の世代にどのようにバトンを渡していくかを考えていくことが大事になる。
④ 若い方の登用を進め、組織の新陳代謝を促していくことや女性が参画しやすい仕組みを検討する必要がある。

3　地域や行政の事務や組織等のスリム化・合理化

① 行政の縦割りの仕組みが、地域団体を分けてしまっている。地域や行政の事務等のスリム化は、必要な視点である。
② 地域まちづくり推進委員会の中に、地区社会福祉協議会が構成団体の一つとなっている地域もある。１０年・２０年先を見据えた場合、組織を一体化することも考える必要があるのではないか。
③ 地域自治区制度ではなく、宮崎市独自の制度を導入するなど、まちづくりの仕組みはシンプルである方がいい。
④ 地域コミュニティ活動交付金のルールは、地域の負担軽減と事業の機動的・臨機的な対応が可能となるよう、シンプルであった方がいい。

4　地域自治区事務所の権限・体制・事務内容

① 地域協議会の議論の活性化をはじめ、地域のまちづくりを進めるためには、地域自治区事務所の役割が大きい。
② 地域自治区事務所の権限を強化することで、地域で解決できることが増えるとともに、人材も育つ。
③ １つの地域自治区事務所が複数の地域自治区を管轄するようになれば、課長級の配置もできるのではないか。

5　地域まちづくりの適正規模

① 地域自治区の区域と学校区の区域が一致していないことが、地域活動の支障となっている。
② まちづくりの規模が大きいと地域住民と顔が見える関係が構築できない。(4～5万人の規模は大きすぎる。)
③ 小学校区の先に中学校区があるので、長い目で見れば、中学校区の単位がいいのではないか。
④ 学校区とすれば全て上手くいくというわけでもない。

6　地域運営組織のあり方①（協議機能と実践機能の一体型・分離型）

○：一体型　●：分離型　□：その他

① 地域まちづくり推進委員会の総会で、事業計画を承認し、地域協議会においても、同じ資料を用いて、承認の手続きを行なっている。両方に携わる立場からすると、地域協議会と地域まちづくり推進委員会と一体になっていいのではないか。

② 地域まちづくり推進委員会の中に、地域協議会の役割を加え、地域を代表する組織を一本化した方がいい。ただし、地域まちづくり推進委員会の組織内で、協議機関と実践機関は別にあってもいい。地域が自ら課題を把握し、解決に向けて取り組める自立した運営を目指すべきではないか。

❸ 現在の地域まちづくり推進委員会に地域協議会の役割を持たせることは、負担が大きい。地域の大きな方向性を出す際は、様々な団体の代表で構成される地域協議会で意思決定する方がいい。

❹ 地域協議会は、魅力発信プランに沿って、事業が構築されているかについて、チェック機能を担っている。これからもチェック機能は必要と考える。

5 協議機能と実践機能について、一体型と分離型のどちらを選んでいくかは、地域が選択していくことになる。一体型を選択したとしても、協議機能は、当然必要になる。

6 地域組織は、協議機能と実践機能の分離を基本としつつも、地域によっては一体型で運営していくなど、地域でカスタマイズしながら運営する方法もあっていいのではないか。

7　地域運営組織のあり方②（地域の多様な主体の参加）

① 地域を代表する組織が、地域のプラットフォーム（受け皿）になり、地域の多彩な実践組織とネットワークのもと、色々な人を巻き込んでいければ、若い人たちも活躍できるのではないか。

② 地域協議会は、本来は、世代や性別も違う人たちが集うネットワーク組織であるべきであるので、各種団体の代表者ではなく、地域の方が幅広く関われるようにした方がいい。

③ 地域まちづくり推進委員会は、地域内のネットワークが作りやすく、様々な団体の力を借りることができるので、今後も、地域まちづくり推進委員会は大事になる。

④ 地域まちづくり推進委員会は、若い世代が地域のことに関わるきっかけの場となっている。

８　地域運営組織のあり方③（地域代表性を有する組織）

① 地域自治区制度の導入から１７年が経過し、地域差が大きくなった。住民にとっては、活動者や活動団体は、どこであってもいい。一番大事なことは、地域課題や自分たちが困っていることが解決されていくことである。
② 地域まちづくり推進委員会は、活動を伴っているのでやることが明確になっている。地域協議会は、地域の大きな方向性を出す立場として、委員の認識を上げる必要がある。
③ 地域を代表する組織という視点は、行政が活動交付金を交付するに当たって大事になる。地域代表性を担保するため、多くの自治体では条例で、団体を認定するなどしている。
④ 若い世代の意見が反映できるような地域組織、仕組みとする必要がある。
⑤ 地域の代表性を有する組織ということを意識し、フットワークよく地域の方を巻き込みながら、地域を運営していくためには、協議組織と実践組織が別々にあることに疑問が残る。また、地域協議会が行政の附属機関であることについても疑問が残るが、地域協議会の機能を整理していくことで、新たな形が見えてくるのではないか。
⑥ どのような組織体制となっても、地域の課題解決に向けて話し合い意思決定する協議機能は重要になる。
⑦ 地域協議会の機能として、行政に地域の声を届けるための意見具申権は重要である。
⑧ 地域協議会がなくなった場合、その役割(行政が地域の意見を聴く場を含め)をどこか担うのかを整理しておく必要がある。
⑨ 将来にわたって地域が活性化していくためには、地域住民が自ら企画立案し、自分たちの想いが反映される仕組みが必要と考える。行政が細かく、型にはめるのではなく、大枠の制度のみを設定し、地域ごとで運営していく形がいいのではないか。
⑩ 地域が市（行政）ときちんと繋がっているかということが大事で、地域は、市（行政）が掲げた大きな方向性や考え方を理解して活動する必要がある。
⑪ 地域によって活動の仕方や運営方法に差がある。その差は、地域のマネジメント力の差だと思う。今後の地域まちづくりのあり方を考えた時、マネジメントをどこが担うことになるのかが鍵になる。
⑫ 人口が減少し、税収が減ることを考えると、全ての地域自治区に地域自治区事務所を置くことについて、見直すことも視野に入れる必要があるのではないか。今後を見据え、地域自治区事務所が地域コーディネートを担うのではなく、公立公民館等がその機能を担うことや、地域まちづくり推進委員会が公立公民館等の管理運営をすることも考えていく必要がある。
⑬ 地方自治法による地域自治区制度では、地域ごとのルールで運営することが難しい部分（地域協議会委員の住所要件等）もあるので、新たな条例で地域組運営組織やその機能等について定めた方がいいのではないか。

9　地域自治区事務所のあり方

① 地域自治区事務所の所長の地域まちづくり活動への関心の有無が地域にとても影響を及ぼす。所長の地域活動への参加をはじめ、積極的な関わりや地域団体に対しての助言や意見は、とても大事である。

② 地域自治区事務所の職員は、全市的に一律に職員を配置するのではなく、必要なところに必要な人数を配置した方がいい。地域自治区事務所の所長には、地域に目を配り、地域に情報を提供したり、助言したりする役割を担ってほしい。

③ 現職の職員は、人事異動により定期的に変わっていくため、地域との関係性を築き、地域と伴走していくためには、所長に職員OBを配置することも考えられる。

④ 一部の地域自治区事務所になるが、同じ館の中に地域自治区事務所、公民館、地区社協事務局、地域まちづくり推進委員会事務局があるところがある。所長が全体を統括できるような立場にあるのであれば、色々な指示や助言等ができるのではないか。所長の権限をはっきりした方がいい。

10　行政支援のあり方①（人的支援（ヒト））

①若者が意思決定の場に入っていくためには、主催する側に子どもたちの接し方など、知識や技術が必要になってくる。他市の事例を見ていると、子どもたちに意見を述べさせてはいるが、大人がどこかで意見を言ってしまうことが多い。子どもが主体となって取り組んでいる地域は沢山あるので、すぐにできると思う。

②子どもを意思決定の場に関わらせることは仕掛けとしては難しいと思う。年齢的ギャップが大きければ大きいほど、大人の方がかえって意識してしまう。地域のことをよく知らない学生に「若い人の意見がほしい」ということで意見を求めるというような要望が出がちである。大学生は４年間しかないので、部活動のように人が変わっても、そのグループを抱え込めるような仕組みでないと難しいと思う。

③一部の地域では、小学生が企画して、実施まで行う取り組みも行なっており、小学生は達成感を感じていると思う。それらを経験した子どもたちが高校でも力を発揮してもらえればと考えている。

④地域まちづくり推進委員会と中学校生徒会とで、それぞれの自治について意見交換を行い、アイディアを具現化してきた経緯がある。それから１０数年経ち、そこで育った人材が、そろそろどこかの場面で出会うのではないかと考えている。じっくり時間をかけながら育てることが大事であると思う。

11 行政支援のあり方②（財政支援（カネ））

①自主財源の確保も大事であるが、今ある財源（補助金・交付金）を有効に活用することが大事ではないか。

②市から地域に交付される補助金や交付金をまとめ、一括して交付されれば、地域団体間による共催事業から、地域のまちづくりの事業として整理されていくのではないか。

③行政の方では、市民活動補助金など、身近なところから地域コミュニティ活動交付金と一本化したほうがいい。

④補助金の一本化は、制度的に難しいことであると思う。

⑤地域コミュニティ活動交付金が、地域によっては使いきれていないところもある。使いきれない財源は、他の地域に回すなど融通性があってもいいのではないか。

⑥現在の地域コミュニティ活動交付金の配分額を見直し、地域の団体のチャレンジ枠といったものがあっていいのではないか。

⑦地域まちづくり推進委員会が、若者を精神的にも金銭的にも応援できる環境ができるといい。

⑧地域コミュニティ活動交付金事業の地域での評価について、仮に、地域の組織が一体的分離型となった場合、地域の人が評価をしやすい評価指標を作っていくといいのではないか。

12 行政支援のあり方③（公共施設（モノ））

本日検討項目

地域まちづくりのあり方における検討事項（各論）

1　地域まちづくりに係る地域組織のあり方

・地域まちづくり活動を持続可能なものとするために、性別や世代等にかかわらず、多様な主体の参画をどのように促し、組織体制を構築していくか。
・これまで地域のまちづくりを担ってきた活動者や新たな地域活動の担い手が、やりがいや生きがいを持って取り組める組織体制をどのように構築すべきか。

2　住民主体による地域組織の運営のあり方

・人口減少や少子高齢化など、社会環境が変容する中で、時代の変化に対応した地域組織の運営をどのように確保していくか。
・地域のまちづくりを担う人材の発掘・育成をどのように推進し、持続可能な組織運営を図っていくか。

3　地域まちづくりに係る行政支援のあり方

・地域自治区事務所は、行政の地域施策を踏まえ、地域をどのように支援すべきか。
・行政は、地域コミュニティ活動交付金など、どのように地域への財政支援をすべきか。
・行政は、公民館等を地域活動の拠点とするために、地域をどのように支援すべきか。
・行政は、地域の負担を軽減し、地域のことは地域で決定できるようにするために、どのように支援すべきか。
・行政が担う領域と地域が担う領域をどのように整理していくべきか。

行政支援のあり方（協働の取組を推進するプラットフォームの構築）

宮崎市市民活動推進基本方針（令和２年３月改訂版）において、市民生活に最も身近な行政である地域自治区事務所に行政の各種施策の「情報」を集約する環境を整備するとともに、市の市民活動に係る施策について、効率的かつ効果的に展開していけるよう、「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」に係る施策を一元的に提供できるようにしていくこととしている。

宮崎市市民活動推進基本方針（令和２年３月改訂）

【行政の支援等】

人的支援（ヒト）
地域まちづくりの専門性を高める仕組

市民活動センター等と連携し、人材育成を図るとともに、地域まちづくり推進委員会の事務局機能を強化して、多様な主体とネットワークを構築できるようにする。

公共施設（モノ）
地域活動の場を継続して確保する仕組

公共施設が複合的な機能を担い、**地域の特性やニーズに合った形で運営できるようにする**など、公的資産の利活用を含め、公民連携の取組を推進する。

財政支援（カネ）
各種団体と地域まちづくり推進委員会をつなげる仕組

地域コミュニティ活動交付金と市民活動に係る補助金の一体的な運用を進めるとともに、**地域の実情に合わせ、地域コミュニティ活動交付金の使途を見直す。**

情報共有（情報）
行政と地域の課題認識の共有の仕組

市(担当課)が有するデータを地域自治区事務所に集約し、地域協議会に提供することで、市民活動団体等と市が、**課題や情報等を共有できるようにする。**

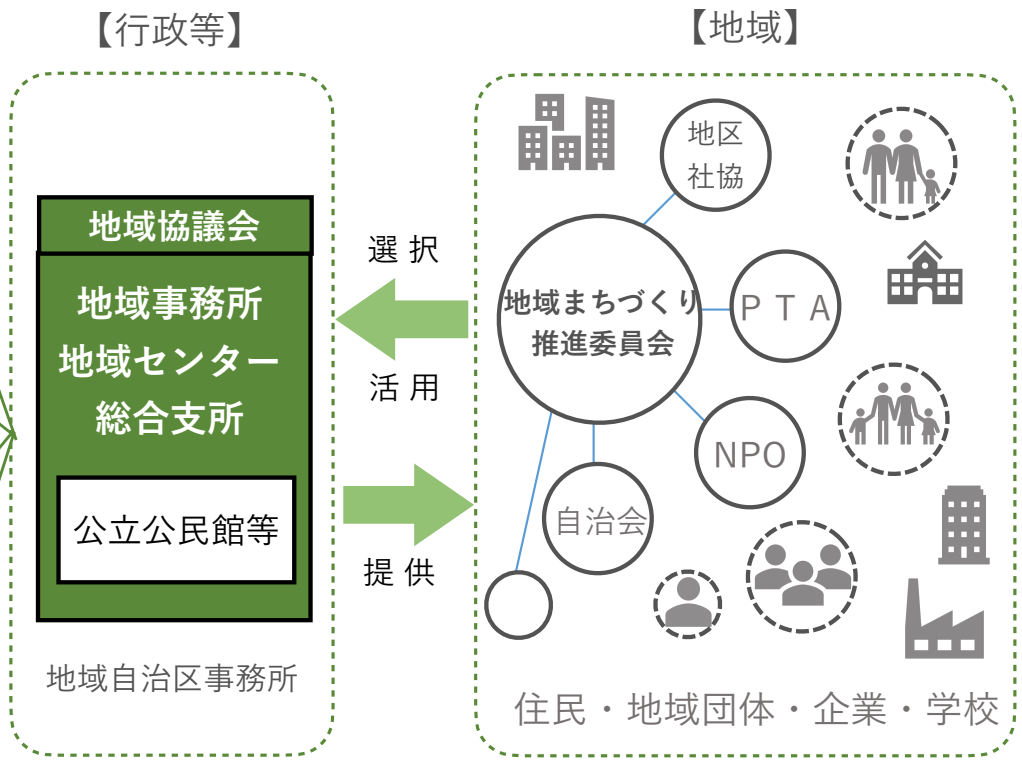

ー　協働のプラット取組を推進するプラットフォーム　ー

※プラットフォーム：基盤や土台、環境を意味する。ここでは、市の施策と地域活動団体等が結びつく場の提供を指している。

行政支援のあり方（地域自治区事務所のあり方）

1　地域自治区事務所のあり方

行政や民間だけでは難しい協働の領域（地域のまちづくり（防災・福祉・環境・教育等））への対応

⇒ 持続可能な地域まちづくりに向けて、多様な主体と連携するため、地域自治区事務所のコーディネート機能の強化が必要ではないか。

2　出先機関の機能の合理化

行政事務（手続き）のデジタル化と経営資源の配分見直し

⇒ 窓口機能の縮小（証明書等のコンビニ交付への誘導、デジタル化の推進）、行政サービス提供のあり方の整理（出先機関機能の合理化）と職員体制等の見直しが必要ではないか。

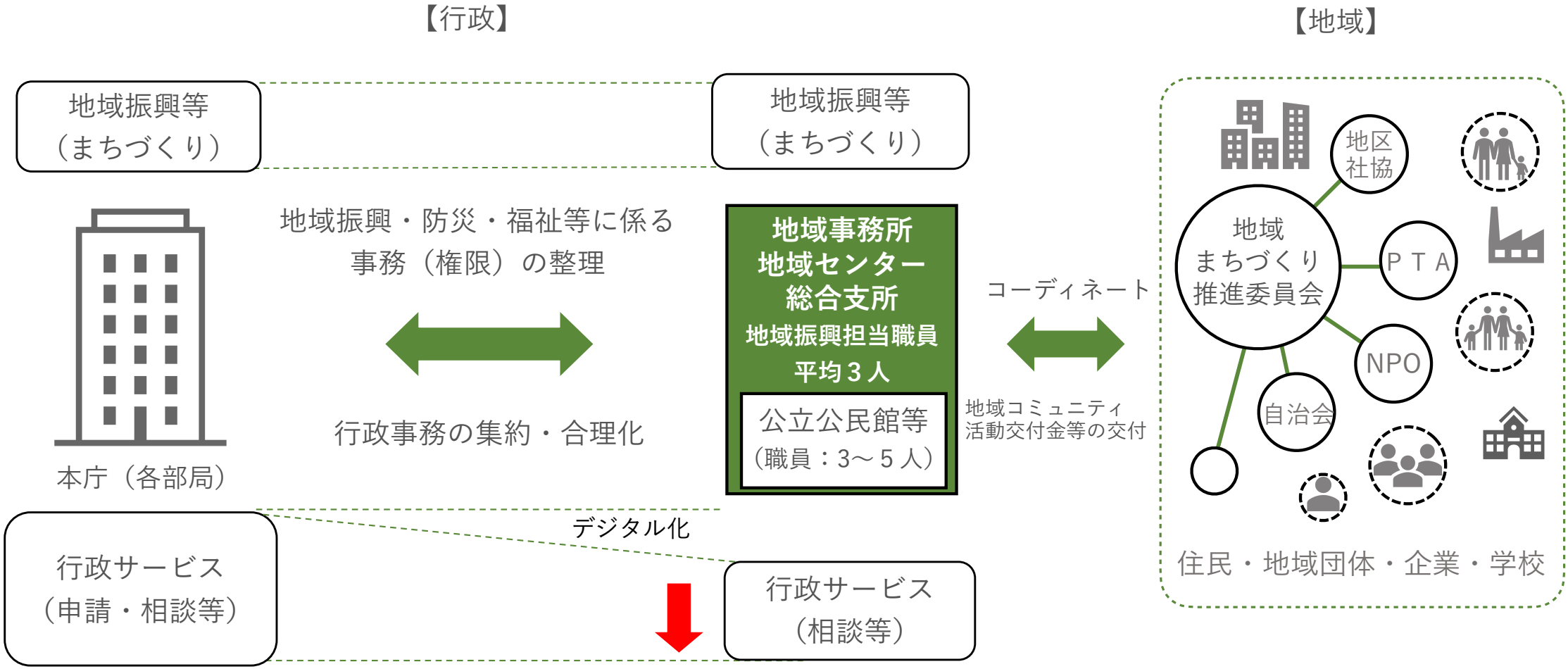

※ 行政の経営資源には限りがあるため、地域施策に対応していくためには、事務（権限）の整理を行うとともに職員の配置や組織体制の再編等も必要になるのではないか。

行政支援のあり方（人的支援（ヒト））地域まちづくりを担う若い世代の人材の発掘・育成

若者が、若者に関わるあらゆる事柄の意思決定の機会に参画し、若者の生活状況に変化や影響を与える過程(自己決定)は、所得や学歴よりも幸福感に強い影響を与え、行動への動機づけも高まる。地域のまちづくりに若者を巻き込んでいくためには、若者の想いを自らの手で実現する取組が必要になるのではないか。

若者の意思決定（自己決定）の重要性

幸福感を決定する要因としては、健康、人間関係に次ぐ変数としては、所得、学歴よりも自己決定が強い影響を与えることが分かった。自分で人生の選択をすることで、選択する行動への動機付けが高まる。 そして満足度も高まる。

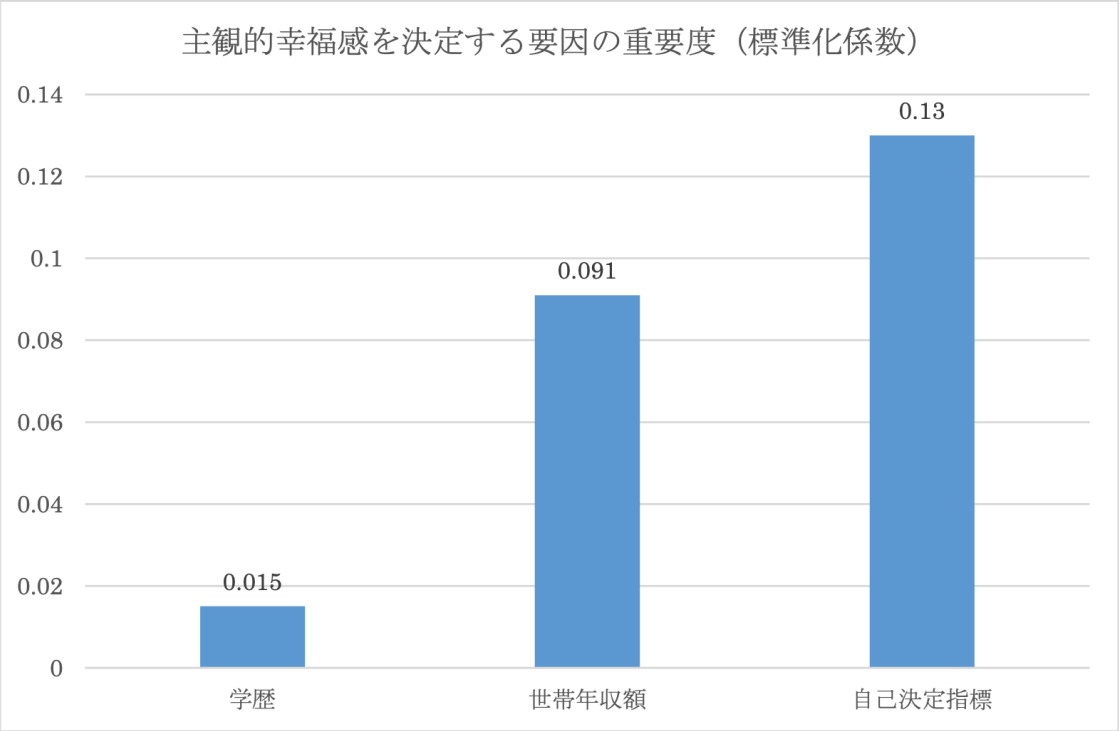

参照：幸福感と自己決定ー日本における実証研究　西村和雄＆八木匡　（2018年）

子どもの参画のはしご

子どもの参画においても、
意思決定は重要な要素である。

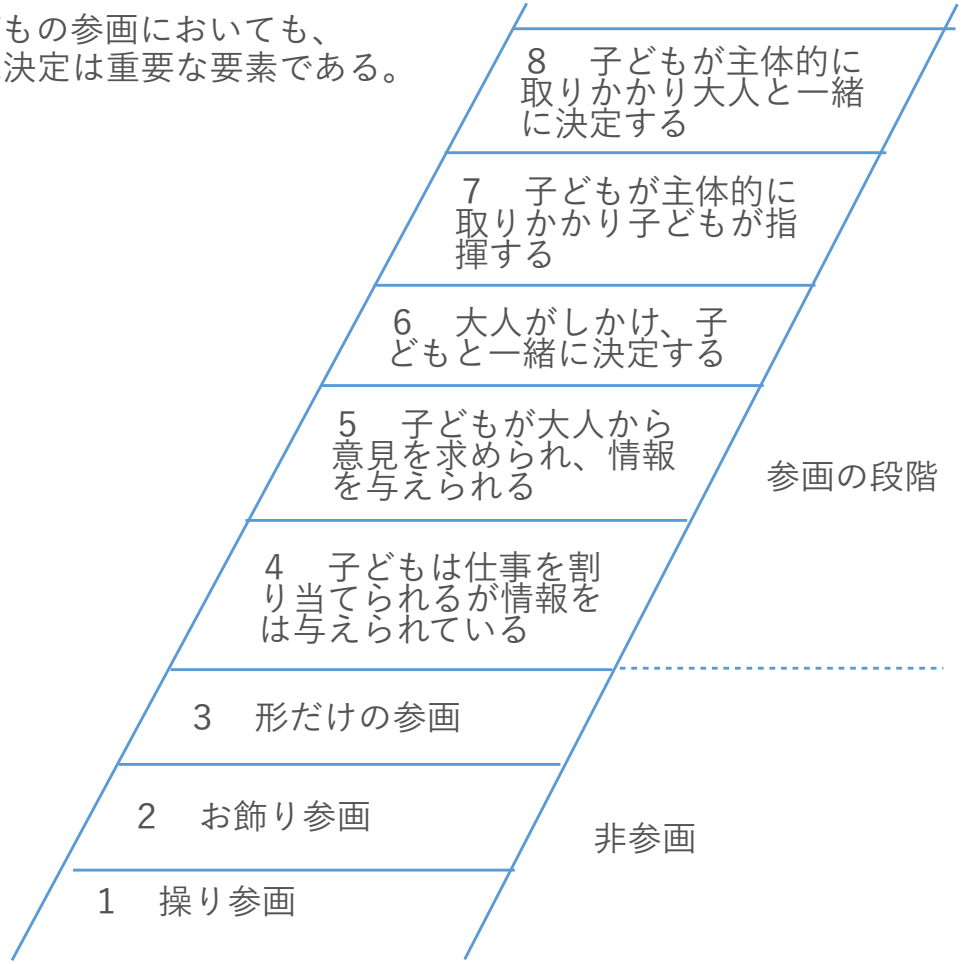

図：子どもの参画　ロジャー・ハート著（2000年）

行政支援のあり方（人的支援（ヒト））地域まちづくりを担う若い世代の人材の発掘・育成

若者のニーズや関心、アイデア等を反映した取組や活動を積極的に実施することで、若者個人はもとより、地域まちづくりの発展にもつながるのではないか。若者のニーズや関心、アイデア等を反映した取組を推進するためには、どのように対応すべきか。

【スウェーデンの事例】

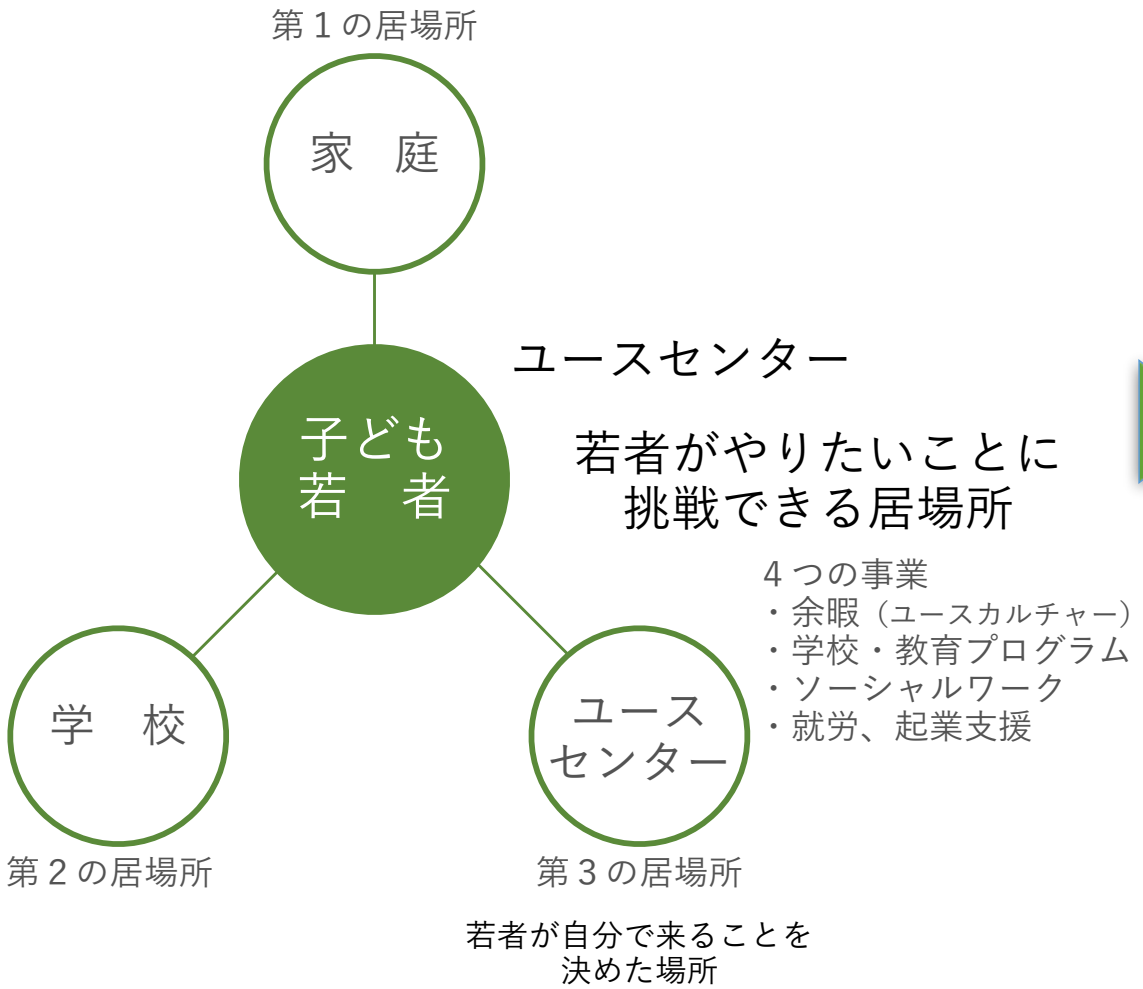

若者(大学生程度まで)のやりたいことの実現

【案１】
公立公民館等と連携し、若者の意見を聴きながら若者のやりたい事業を構築・実施できないか。
例：スウェーデン、尼崎市

【案２】
各地域まちづくり推進委員会等と連携し、若者がやりたい事業を構築・実施できないか。
例：高浜市 市民予算枠事業

【案３】
地域課題の解決に向けて、若者のアイデア等を募集し、事業を構築・実施する方法もあるのではないか。
例：豊田市 わくわく事業、
尼崎市チャレンジ事業（ジュニアコース）

行政支援のあり方（人的支援（ヒト））地域まちづくりを担うの人材の発掘・育成

地域まちづくり推進委員会の年代別の構成員は、30代・40代は一定の割合で推移しているが、50代・60代は年々減少している。PTA等を通じてまちづくりに関わっていた30代・40代の子育て世代が、PTA等の関わりがなくなることで、まちづくりから離れてしまっていることが推測される。これらの世代に継続してまちづくりに関わってもらうとともに、50代・60代にもまちづくりに関わってもらうためには、どのような方法が考えられるか。

地域まちづくり推進委員会の構成員数と年代ごとの推移

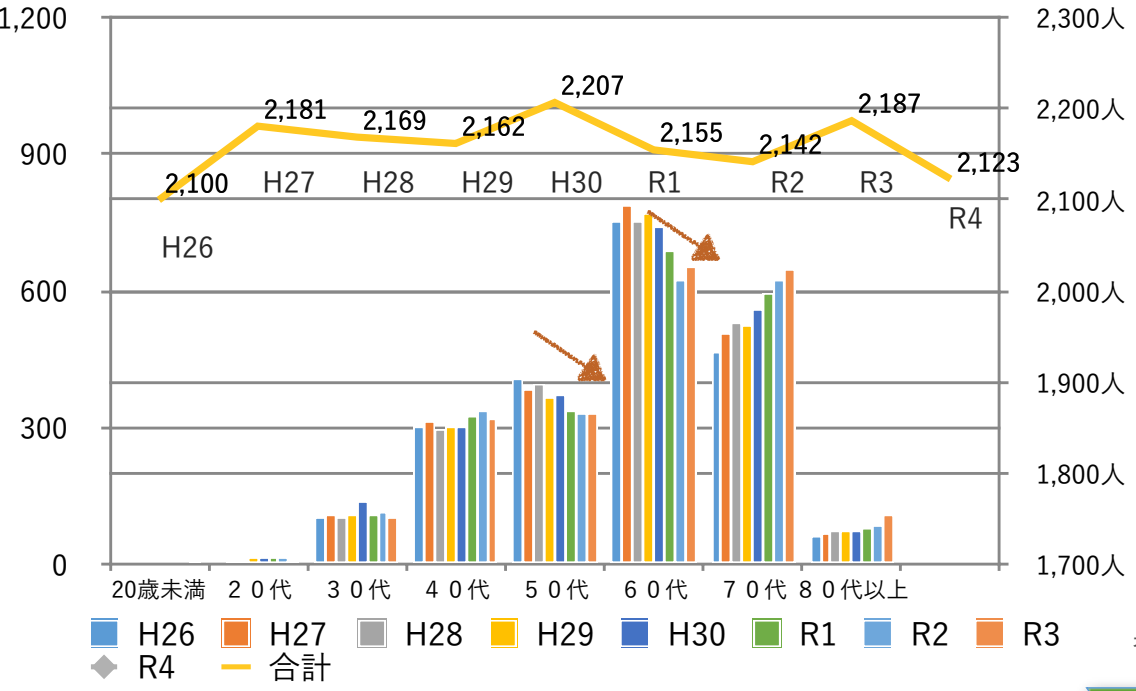

個人の時間の使い方と価値観の変化（例）

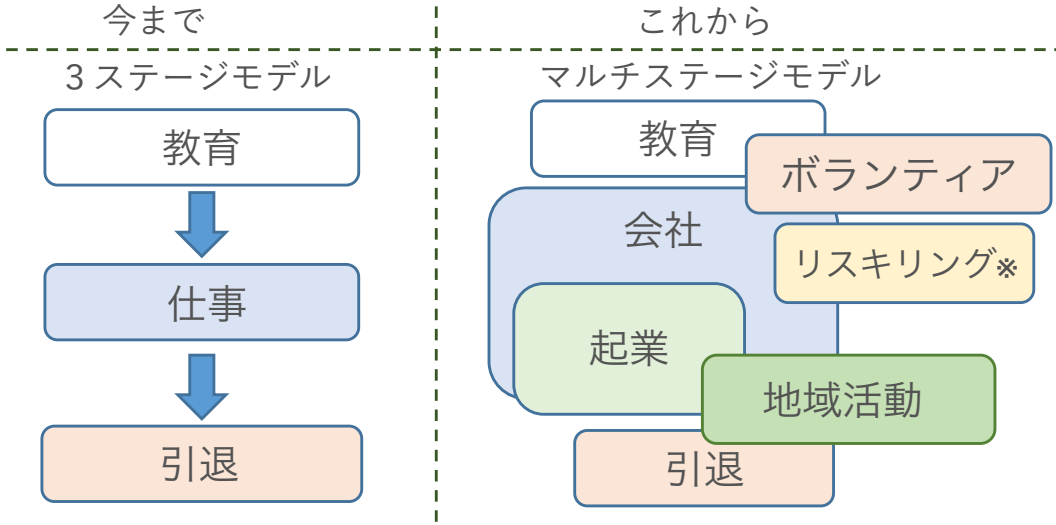

※時代の変化に対応するため、新たなスキルを習得すること。

参考：LIFE SHIFT リンダ・グラットン/アンドリュー・スコット著（2016年）

現役世代のまちづくりへの関わり促進

【案】

兼業・副業の解禁の動きや余暇の充実など働き方改革等の動きと歩調をあわせ 、企業と連携するなどして、現役世代が地域まちづくりに関わる仕組みを構築できないか。

例：有償ボランティア、企業活動との連携等

行政支援のあり方（財政支援（カネ））地域コミュニティ活動交付金（事業）の整理

地域コミュニティ活動交付金は、均等割・人口割で算出しているが、地域では配分額全てが執行されず、未交付額が生じている。未交付額については、翌年度の地域コミュニティ活動交付金全体額の財源として充当されることとなっているが、地域への配分方法やこれまでよりも更に有効活用できる方法を検討する必要があるのではないか。

NO	団体	令和３年度 地域コミュニティ活動交付金（千円）					令和３年度 事務局運営費補助金（千円）			
		事業数	配分額	実績額	繰越額	未交付額	配分額	実績額	残額	職員数(人)
1	中央東	17	5,256	5,023	2,068	233	3,210	2,994	216	2
2	中央西	20	4,171	3,417	2,269	754	3,210	3,209	1	3
3	小戸	18	2,796	1,144	1,005	1,652	3,210	2,517	693	3
4	大宮	23	4,765	4,765	1,217	0	3,210	3,210	0	3
5	東大宮	20	3,838	3,838	1,932	0	3,210	3,195	15	4
6	大淀	19	4,576	3,395	694	1,181	3,210	2,294	916	2
7	大塚	16	4,277	3,731	1,425	547	3,210	3,210	0	4
8	檍	23	7,170	5,301	3,172	1,869	3,210	3,210	0	3
9	大塚台	17	2,127	1,685	920	442	3,210	3,210	0	4
10	生目台	12	2,232	2,222	544	10	3,210	3,181	29	3
11	小松台	16	2,214	2,214	1,604	0	3,210	3,144	66	3
12	赤江	13	6,420	4,791	1,031	1,629	3,210	2,854	356	3
13	本郷	20	4,349	4,349	1,216	0	3,210	2,988	222	2
14	木花	10	2,938	2,938	1,957	0	3,210	2,870	340	2
15	青島	13	1,713	1,663	908	50	3,210	3,209	1	2
16	住吉	18	4,465	4,465	2,537	0	3,210	3,209	1	4
17	生目	14	2,984	2,984	1,295	0	3,210	3,210	0	2
18	北	16	2,173	2,173	465	0	3,210	2,807	403	2
19	佐土原	14	6,345	1,084	531	0	1,912	1,912	0	2
20	那珂	10		962	77		1,912	1,912	0	2
21	広瀬	9		1,699	419		1,912	1,912	0	2
22	広瀬北	12		1,588	852		1,912	1,912	0	2
23	広瀬西	11		1,012	516		1,912	1,912	0	2
24	田野	20	2,868	2,868	1,738	0	3,210	3,210	0	3
25	高岡	18	2,844	2,362	1,046	482	3,210	3,199	11	3
26	清武	17	5,499	2,762	1,781	0	1,912	1,911	1	2
27	加納	17		2,737	1,546		1,912	1,911	1	2
合計		433	86,020	77,172	34,765	8,849	77,584	74,312	3,272	71

※繰越額：令和３年度→令和４年度

地域コミュニティ活動交付金配分等

【案１】
配分額を見直し、地域団体等からの事業提案により地域コミュニティ活動交付金を新たに交付する方法があるのではないか。

例：高浜市 市民予算枠事業、豊田市 わくわく事業

【案２】
地域コミュニティ活動交付金の活用に際し、目的の重点化を図る必要があるのではないか。

（例：テーマや重点項目を設けるなど）

【案３】
地域コミュニティ活動交付金事業を活用した活動の成果を地域が評価する方法はないか。

行政支援のあり方（財政支援（カネ））地域コミュニティ活動交付金（事業）の整理

高松市地域まちづくり交付金事業

高松市では、地域団体等に交付していた１５の補助金を一元化し、地域コミュニティ協議会に「地域まちづくり交付金」として一括交付している。

一元化した年度	補助事業名	担当課
平成19年度	地域ふれあい事業	地域政策課
	高齢者支え合い事業	長寿福祉課
	文化祭事業	文化芸術振興課
平成20年度	自治会活動支援事業	地域政策課
	地区保健委員会育成支援事業	保健センター
平成21年度	リサイクル推進事業	環境総務課
	クリーン高松推進事業	
	分別収集推進事業	
	地区体育協会運営支援事業	スポーツ振興課
	学校体育施設開放運営支援事業	
	地区子ども会育成支援事業	生涯学習課
	交通安全母の会運営支援事業	交通安全対策室
	地区青少年健全育成連絡協議会運営支援事業	少年育成センター
	自主防災組織活動支援事業	予防課
平成26年度	敬老会事業	長寿福祉課

地域
まちづくり
交付金事業

＜配分基準＞

人口割	37%
面積割	3%
均等割	30%
高齢者割	30%

地域
コミュニティ
協議会

コミュニティプランに基づく事業の実施

最小：　2,124千円/団体
最大：15,721千円/団体

高松市作成資料をもとに作成

行政支援のあり方（財政支援（カネ））地域コミュニティ活動交付金（事業）の整理

高浜市民予算枠事業（地域一括交付型）

地域に身近な課題は、 できるだけ身近なところで解決できるように『市民予算枠事業』（協働推進型・市民提案型・地域一括交付型）が創設されている。

高浜市まちづくりパートナーズ基金
（財源：個人市民税5%+寄附金）

市民予算枠事業

【市民予算枠事業交付金】

協働推進型	市民提案型	地域一括交付型
実施主体→まちづくりパートナー	行政	まちづくり協議会（地域まちづくり推進委員会）
ソフト事業	市民提案事業	地域課題の解決や地域魅力アップに向けた事業
市民予算枠事業審査会による公開審査（プレゼンテーション）		・おさいふ会議 ・まちづくり協議会サミット
市域全体の利益、又は課題の解決となる事業の提案（協働型）	市域全体の利益、又は課題の解決となる事業の提案（予算提案型）	地域が主体的に取り組む公共的な視点での事業提案
まちづくりパートナー	・市民 ・市民公益活動団体	・まちづくり協議会 ・まちづくり協議会の構成団体

地域内分権推進事業

【地域内分権推進事業交付金】

※行政からまちづくり協議会への移譲事業（担い手の変更）

まちづくり協議会

- 青色防犯パトロール事業
- 公園管理事業
- 防災訓練事業
- 防犯灯管理事業
- 健康体操事業
- 男のレシピ教室
- 認知症サポーター事業
- ふれあい福祉農園事業
- 社会教育推進事業
- その他

12種類

高浜市作成資料及び「コミュニティ自治の未来図 共創に向けた地域人材づくりへ　大杉覚著（2021年）」もとに作成

高浜市市民予算枠事業（地域一括交付型）の配分基準

市民予算枠事業交付金（地域一括交付型）は予算額に対し、均等割・人口割・協議枠の基準により配分される。

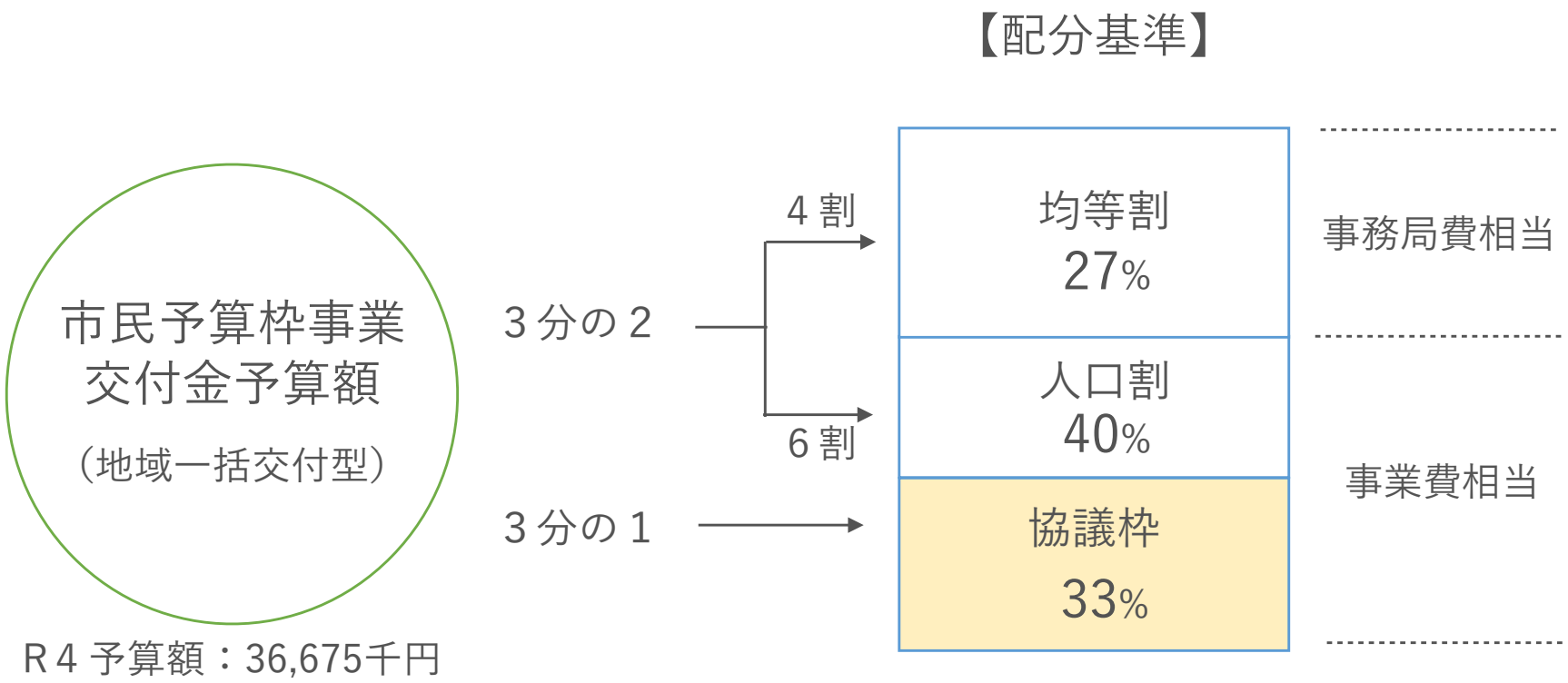

＜協議枠＞

均等割・人口割だけでは解決が困難な地域課題に取り組むために交付するもの。
交付金関係団体で協議し（おさいふ会議）、各小学校区へ配分する額を決定する。

高浜市作成資料をもとに作成

行政支援のあり方（財政支援（カネ））地域コミュニティ活動交付金（事業）の整理

①地域まちづくり推進委員会の事務負担を軽減する観点から、事務局運営補助金と地域コミュニティ活動交付金を一本化して交付する方法もあるのではないか。
②若い世代等の人材を発掘・育成するため、地域コミュニティ活動交付金の配分額を見直し、提案(チャレンジ)枠を設けることができないか。

＜前回検討会の意見を踏まえた地域コミュニティ活動交付金配分額の例（案）＞

		【配分基準】	【金額】	【対象】
事務局運営補助金 R5予算額：80,851千円	→	人件費＋事務費	2,033千円~ 3,331千円/団体	
地域コミュニティ活動交付金 R5予算額：85,500千円	10分の9 → 3割	均等割 27%	23,085千円 （1,049千円/地区）	地域まちづくり推進委員会
	10分の9 → 7割	人口割 63%	53,865千円	
	10分の1 →	提案(チャレンジ)枠 10%	8,550千円 （例：388千円/地区）	各種団体 グループ等

合計：166,351千円

行政支援のあり方（公共施設（モノ））コミュニティ及びコミュニティの場所の変化

経済（市場）の拡大とともに、コミュニティやコミュニティの場は、変化している。地域における拠点的な意味を持ち、人々が気軽に集まり、そこで様々なコミュニケーションや交流が生まれる場所が、地域コミュニティの形成と持続には不可欠となる。今後のコミュニティの場はどうあるべきか、考える必要がある。

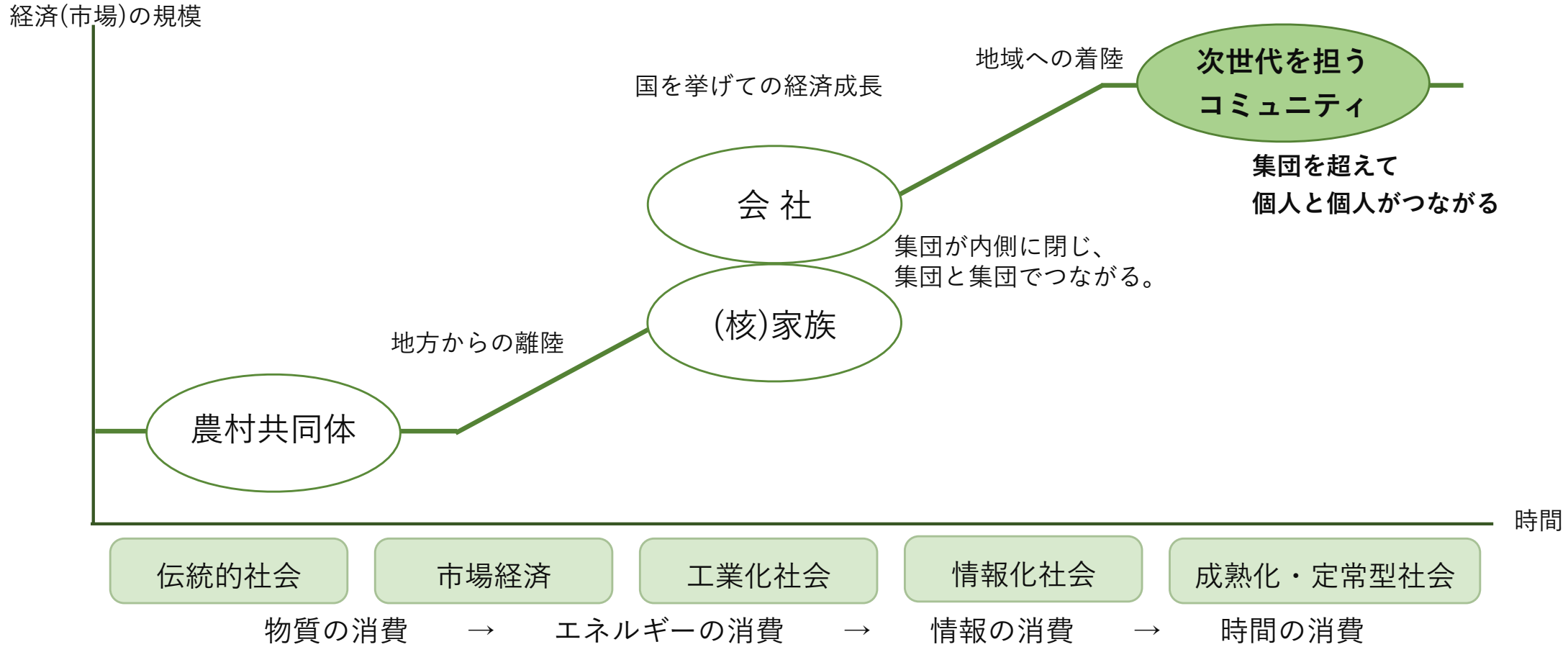

コミュニティの場所	神社・お寺など	学校・商店街・コミュニティセンターなど	・福祉医療関連施設 ・コミュニティカフェ ・本屋 ・自然環境、温浴施設など ・SNSなどインターネット環境

参考：「人口減少社会のデザイン　広井良典著（2019年）」「コミュニティを問いなおす　広井良典著（2009年）」を参考に作成

行政支援のあり方（公共施設（モノ））地域の交流・活動拠点としての公立公民館等の運営

宮崎市では、地域活動の拠点として公立公民館等を設置している。様々な人が出会い、相互に関係を深め、まちづくりなどの活動につなげていくためには、制度的に生み出されるフォーマルな場ではなく、知り合いだけが集まるプライベートな場でもない、中間的な場が重要となる。それらを踏まえ、公立公民館等が、地域活動の交流・活動拠点となるために、今後どのように対応していくべきか。

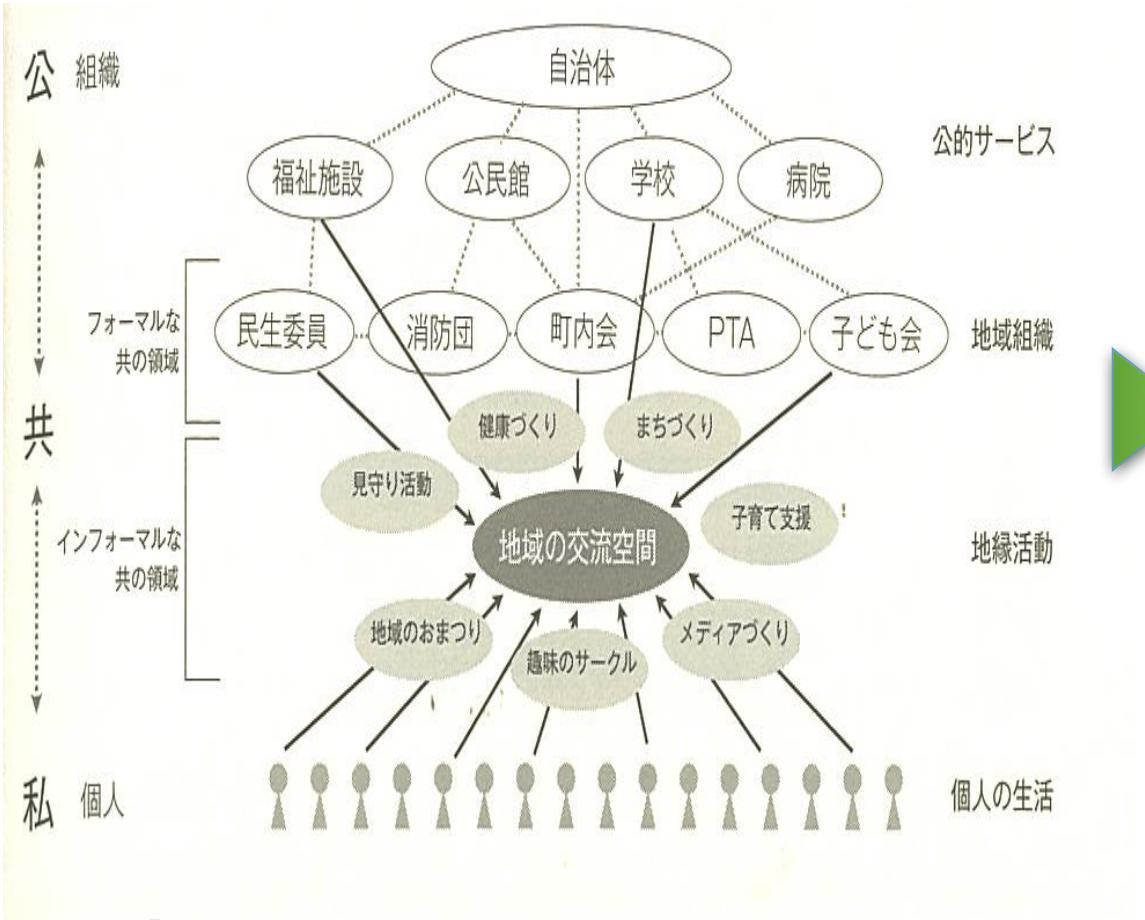

参照：「コミュニティマネジメント　つながりを生み出す場、プロセス、組織
坂倉杏介、醍醐孝典、石井大一朗（2020年）」

地域の交流・活動拠点の実現

【案１】
地域のニーズや特性に合った形で運営ができるよう、公立公民館等を地域が主体となって、運営する方法があるのではないか。(指定管理者制度等)

【案２】
多様な主体が公立公民館等に訪れ、様々な人のつながりを作っていくためには、地域と民間・行政が連携し、民間の活力やアイデア等のもと、公立公民館等を運営していく方法があるのではないか。
（公民連携の取組）

行政支援のあり方（公共施設（モノ））地域の交流・活動拠点としての公立公民館等の運営

本市では、檍公民館の建て替えにあたり、民間事業者等との対話を通じて、「生涯学習と地域活動の拠点」としての機能の向上や、隣接する公園との一体的な活用のための意見や提案を幅広く聞くため、サウンディング調査を実施した。民間事業者等１９社（団体）から、様々な貴重な意見をいただいた。今後、本調査を参考に、事業方針の検討を進めていく。

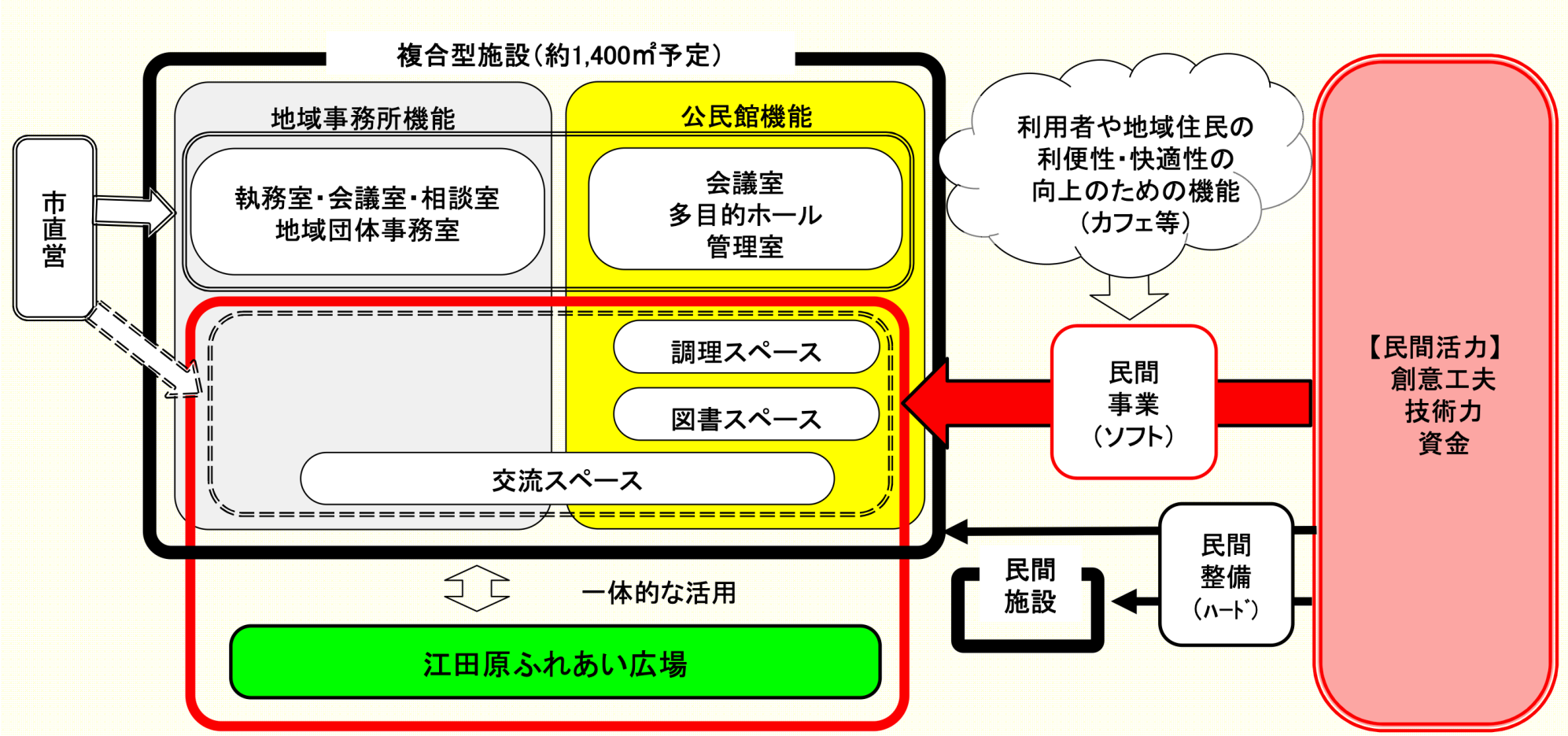

（令和４年12月15日公表）

【事業者等の主な意見】
- 施設の設計・建設・運営を一括して行う方式がいい。
- 市が発注するとコスト高となるため、民間が設計・建設する方がいい。
- 運営や施設の使い方を考えて、設計建築した方がいい。（運営会社が設計から入った方がいい。）
- 運営形態としては指定管理者制度がいい。
- 若い世代（中高生）・子育て世代が利用しやすい施設がいい。

地域と行政の役割分担について（全体）

地域が主体的に取り組んだ方がいいものとして、「H親睦・レクリエーション」「F環境活動」「G歴史・伝統文化活動」の割合が高くなっている。行政が主体的に取り組んだ方がいいものとして、「C子育てに関する活動」「D高齢者福祉に関する活動」の割合が高くなっている。「活動の重要度が高く満足度が低いもの」が、「行政が主体的に取り組んだ方がいい」ものの割合が高い傾向にある。（子育て・高齢者福祉に関する活動等）

全体

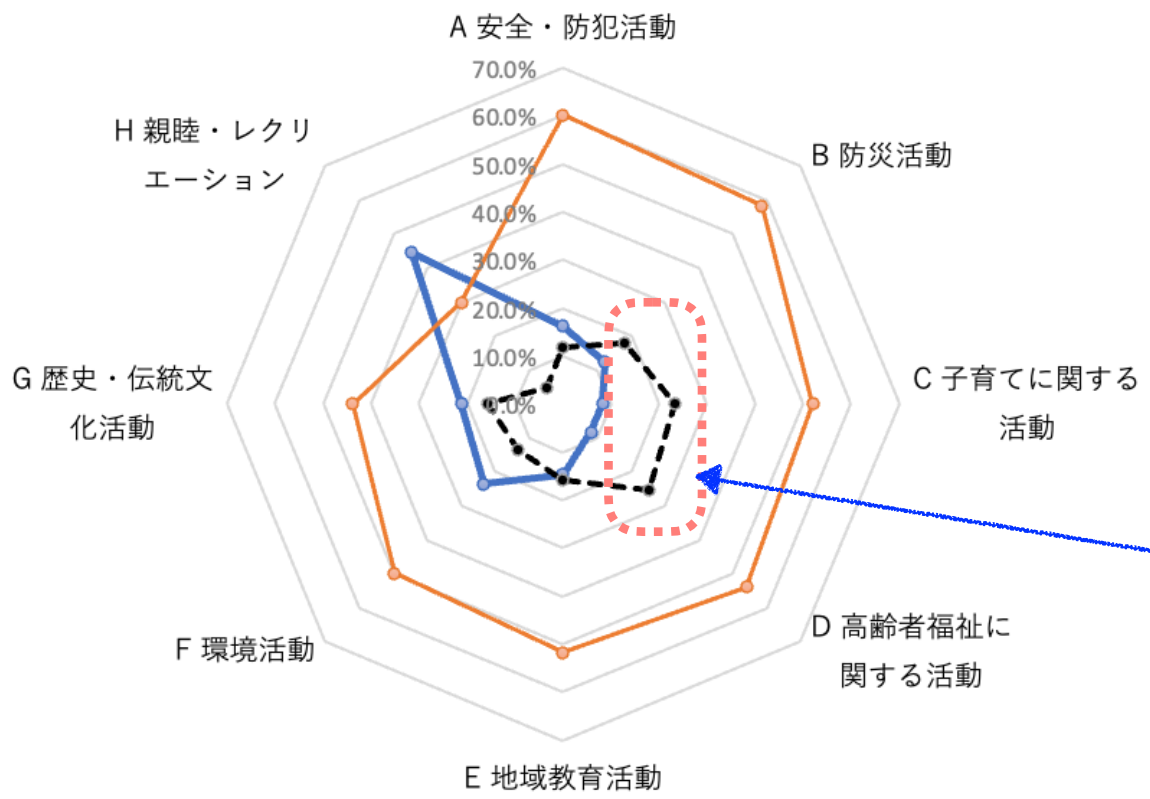

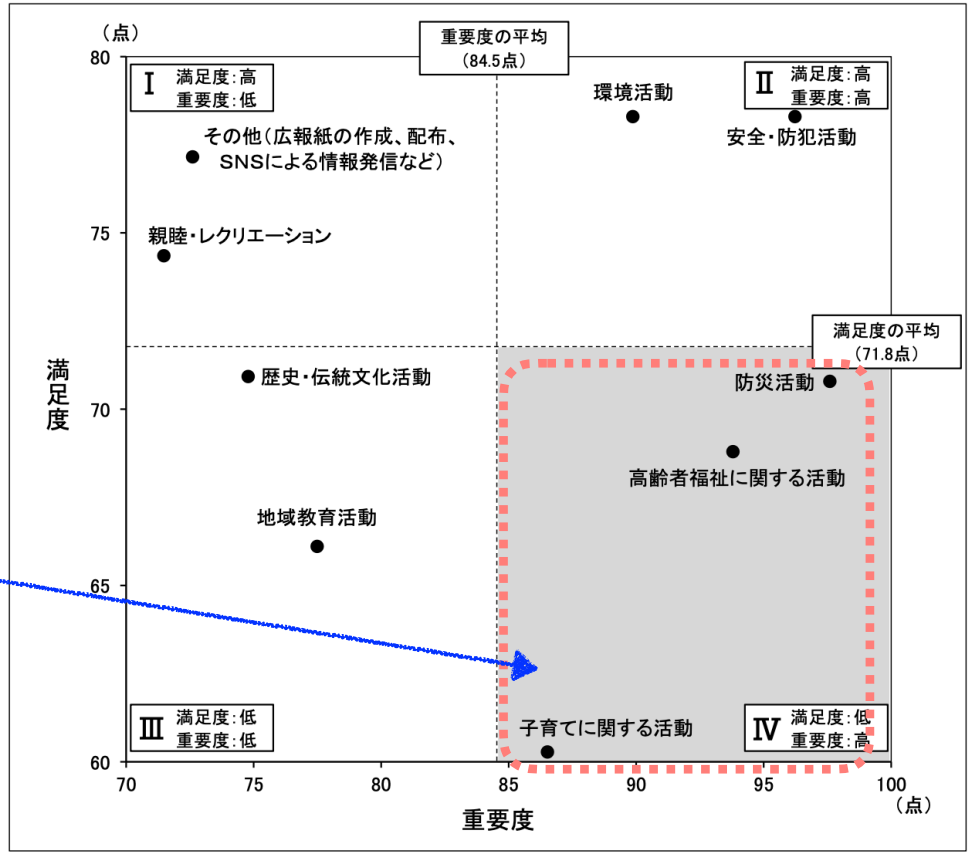

地域が主体的に取り組んだ方がいい（行政はサポートを行う）

地域と行政が協力し合いながら取り組んだ方がいい

行政が主体的に取り組んだ方がいい（地域は協力する）

令和４年度地域まちづくりに関する市民意識調査結果
N＝1,250人

地域と行政の役割分担（A 安全・防犯活動）

地域と行政が協力し合いながら取り組んだ方がいい（平均：60.1%）という割合が全体的に高い。一部の地域では、行政が主体的に取り組んだ方がいいという割合が地域が主体的に取り組んだ方がいいという割合を上回っている。

A　安全・防犯活動（登下校の見守り、防犯パトロール　など）

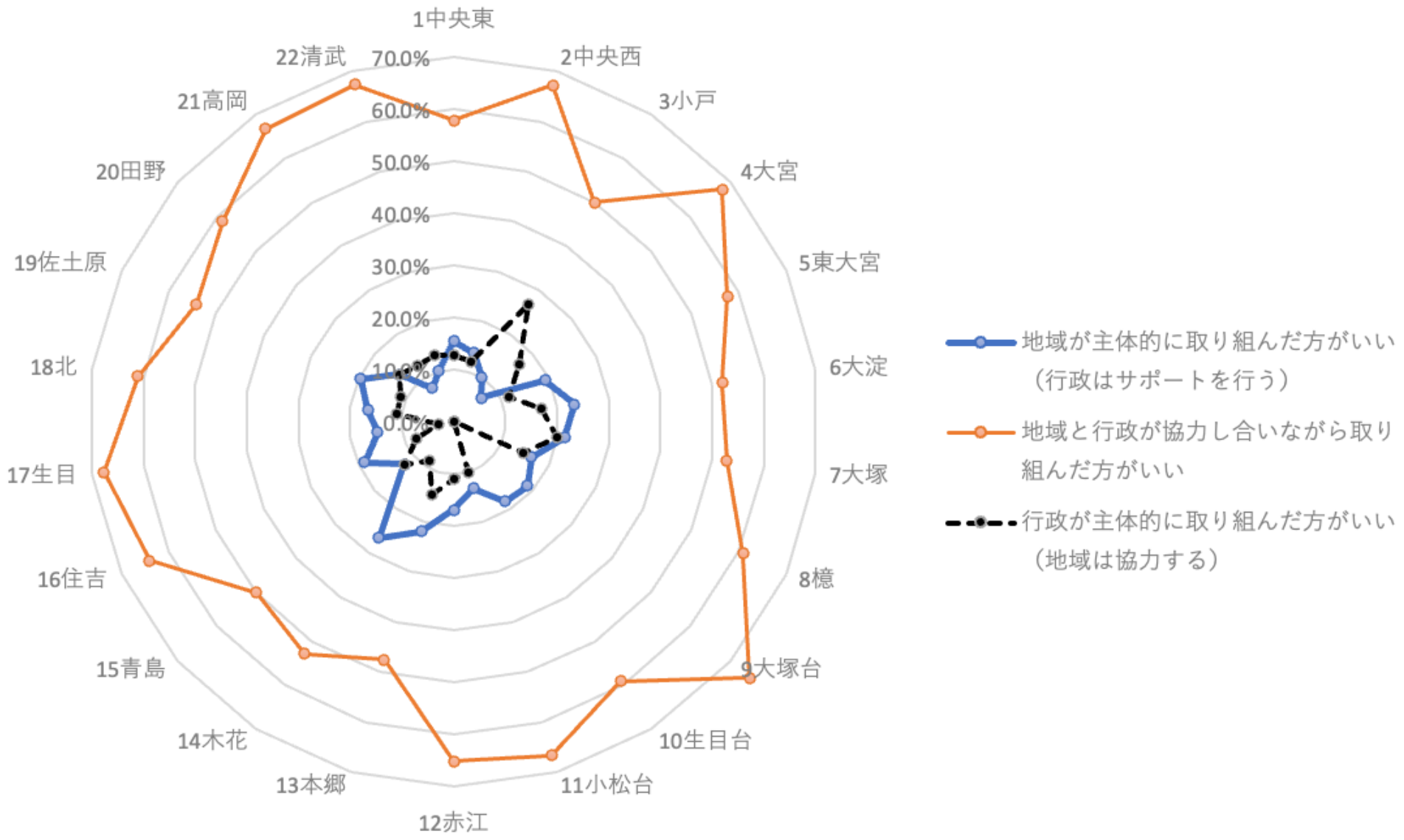

地域と行政の役割分担（B防災活動）

地域と行政が協力し合いながら取り組んだ方がいい（平均：58.3%）という割合が全体的に高い。多くの地域で、行政が主体的に取り組んだ方がいいという割合が地域が主体的に取り組んだ方がいいという割合を上回っている。

B 防災活動（防災、避難訓練活動、防災啓発活動　など）

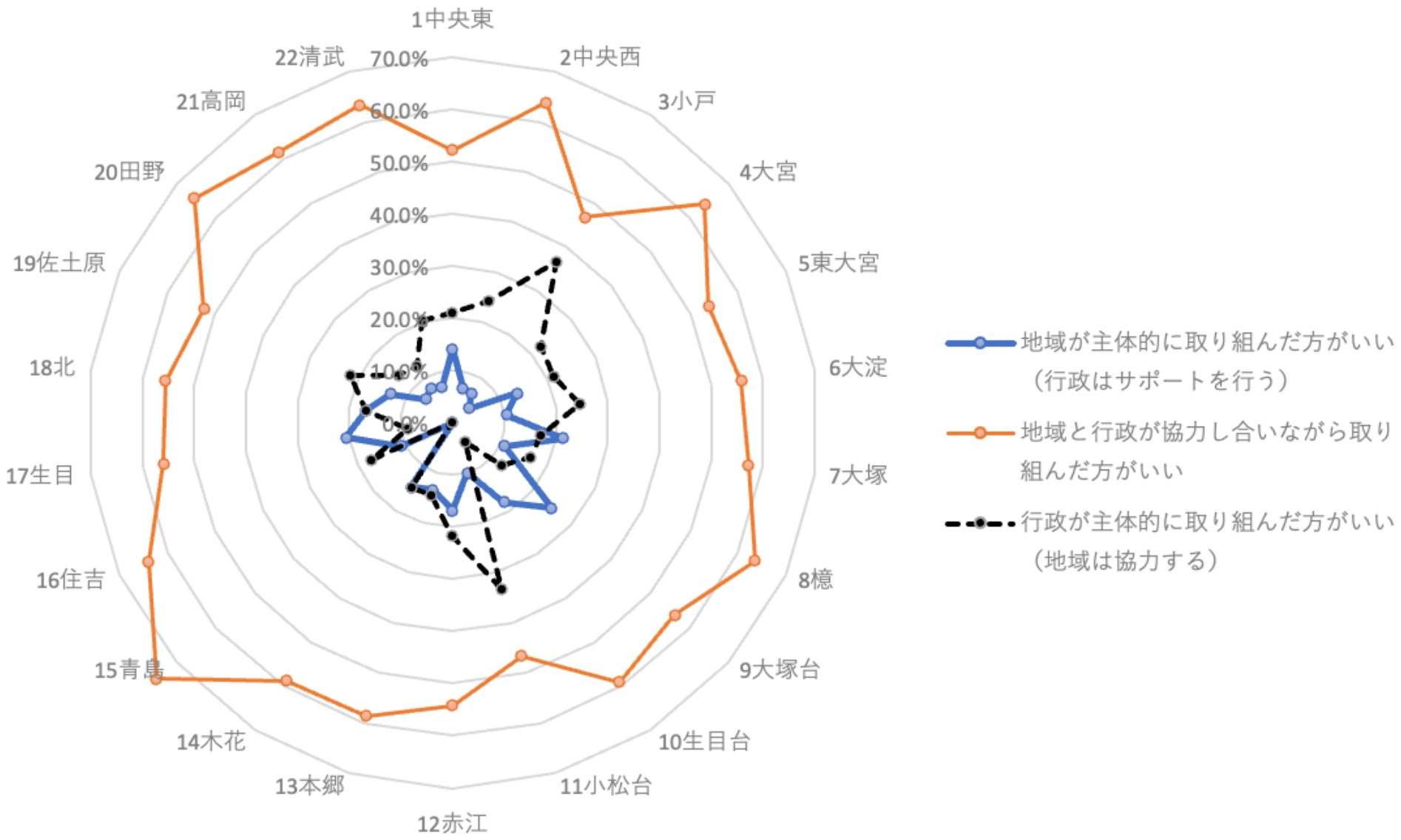

地域と行政の役割分担（C子育てに関する活動）

地域と行政が協力し合いながら取り組んだ方がいい（平均：52.0%）が過半数を超えているものの、多くの地域で、行政が主体的に取り組んだ方がいいという割合が地域が主体的に取り組んだ方がいいという割合を上回っている。

C 子育てに関する活動（子育てサロン、子ども食堂　など）

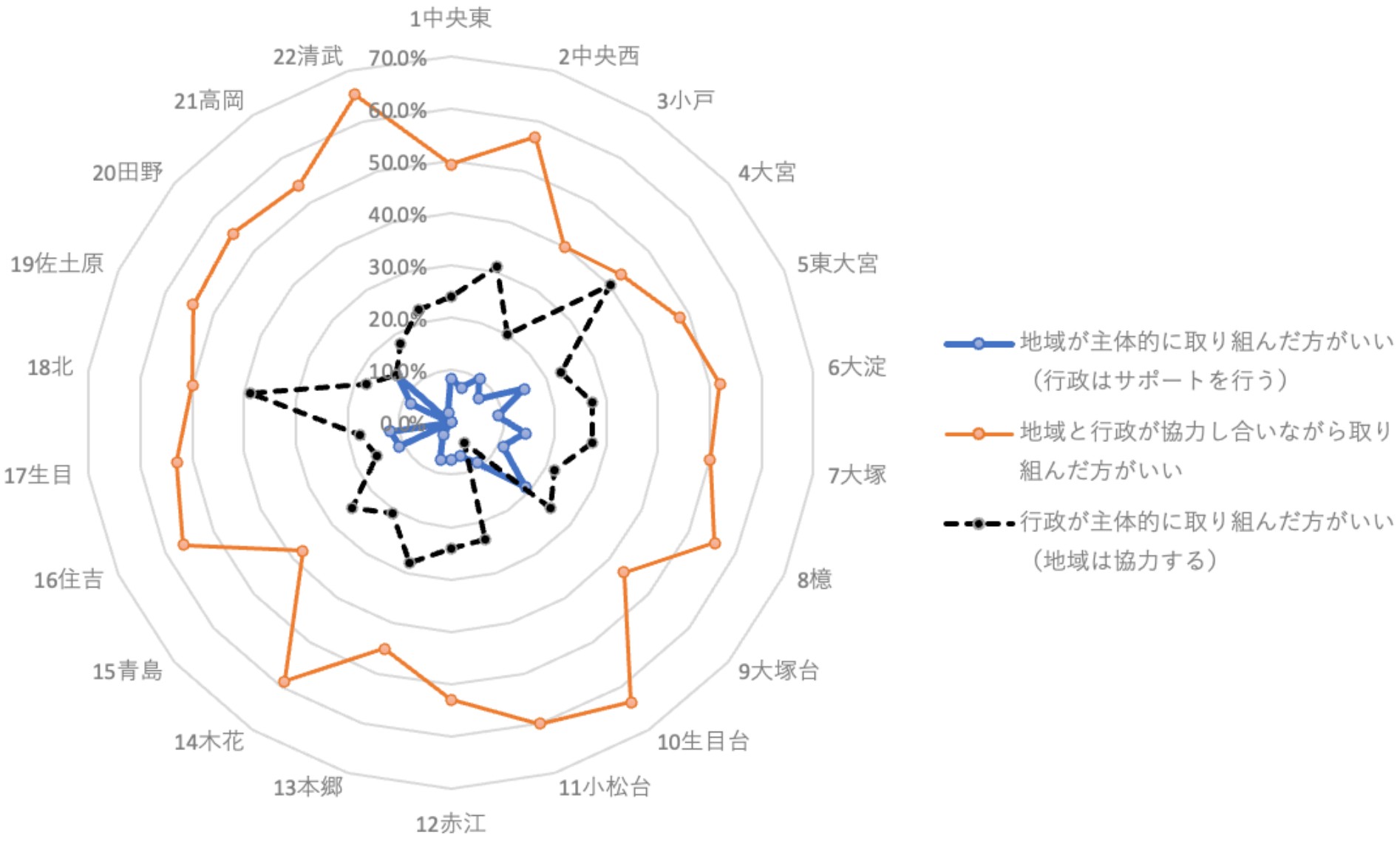

地域と行政の役割分担（D高齢者福祉に関する活動）

地域と行政が協力し合いながら取り組んだ方がいい（平均：53.9%）が過半数を超えているものの、多くの地域で、行政が主体的に取り組んだ方がいいという割合が地域が主体的に取り組んだ方がいいという割合を上回っている。

D 高齢者福祉に関する活動（見守り、生活支援活動、健康づくり教室　など）

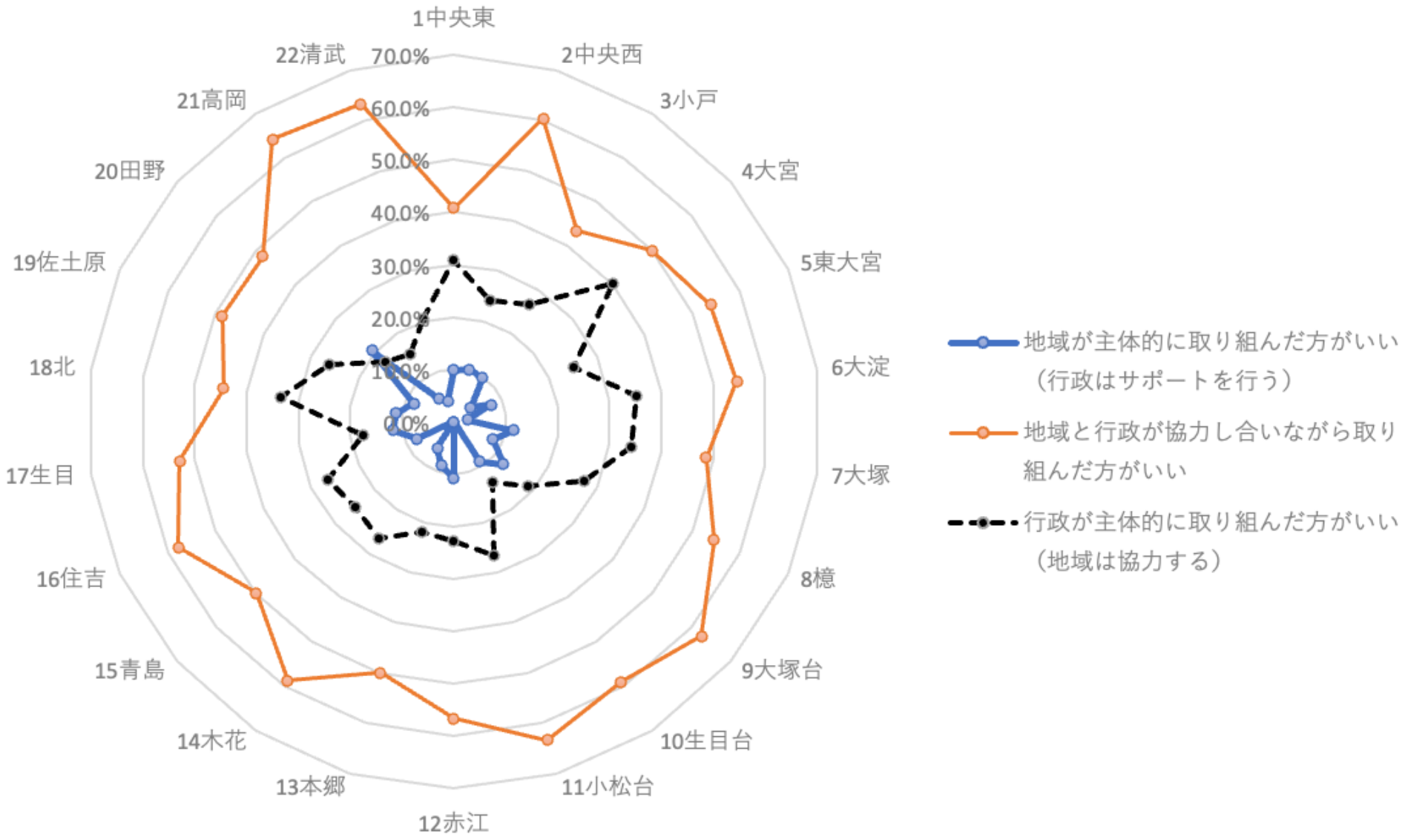

地域と行政の役割分担（E地域教育活動）

地域と行政が協力し合いながら取り組んだ方がいい（平均：51.7%）が過半数を超えている。行政が主体的に取り組んだ方がいい（平均：15.9%）という割合と地域が主体的に取り組んだ方がいい（平均：14.7%）という割合がほぼ同じ割合である。

E 地域教育活動（放課後教室、学習支援、パソコン、スマホ教室　など）

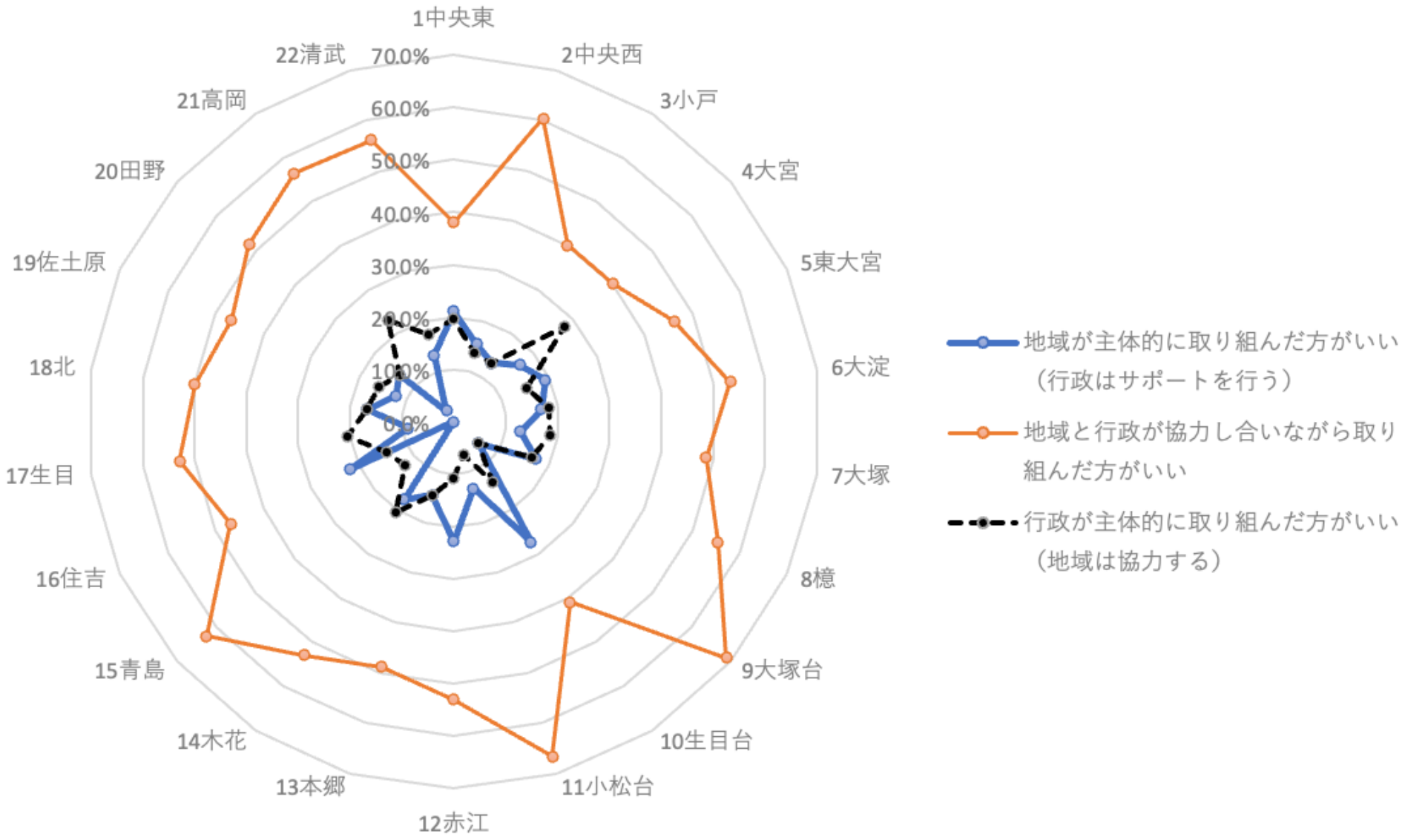

地域と行政の役割分担（F環境活動）

地域と行政が協力し合いながら取り組んだ方がいい（平均：49.8%）が過半数を下回っている。地域が主体的に取り組んだ方がいい（平均：23.4%）という割合が、他の活動に比して高くなっている。

F　環境活動（環境美化活動、花の植栽、河川や公園の維持活動　など）

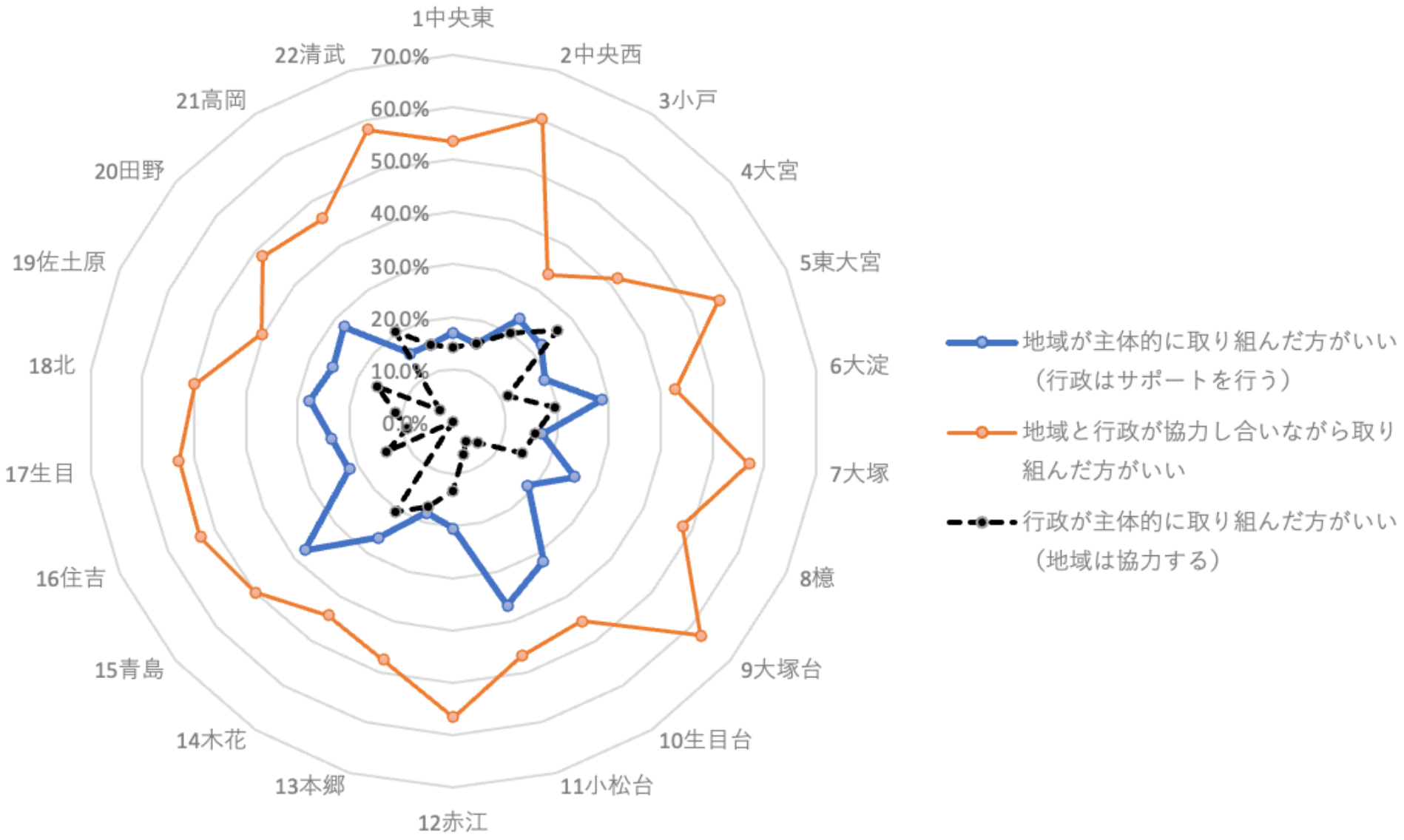

地域と行政の役割分担（G歴史・伝統文化活動）

地域と行政が協力し合いながら取り組んだ方がいい（平均：43.9%）が過半数を下回っている。地域が主体的に取り組んだ方がいい（平均：21.1%）という割合が、他の活動に比して高くなっている。

G　歴史・伝統文化活動（伝統や文化の継承（踊りなど）、史跡の保全活動　など）

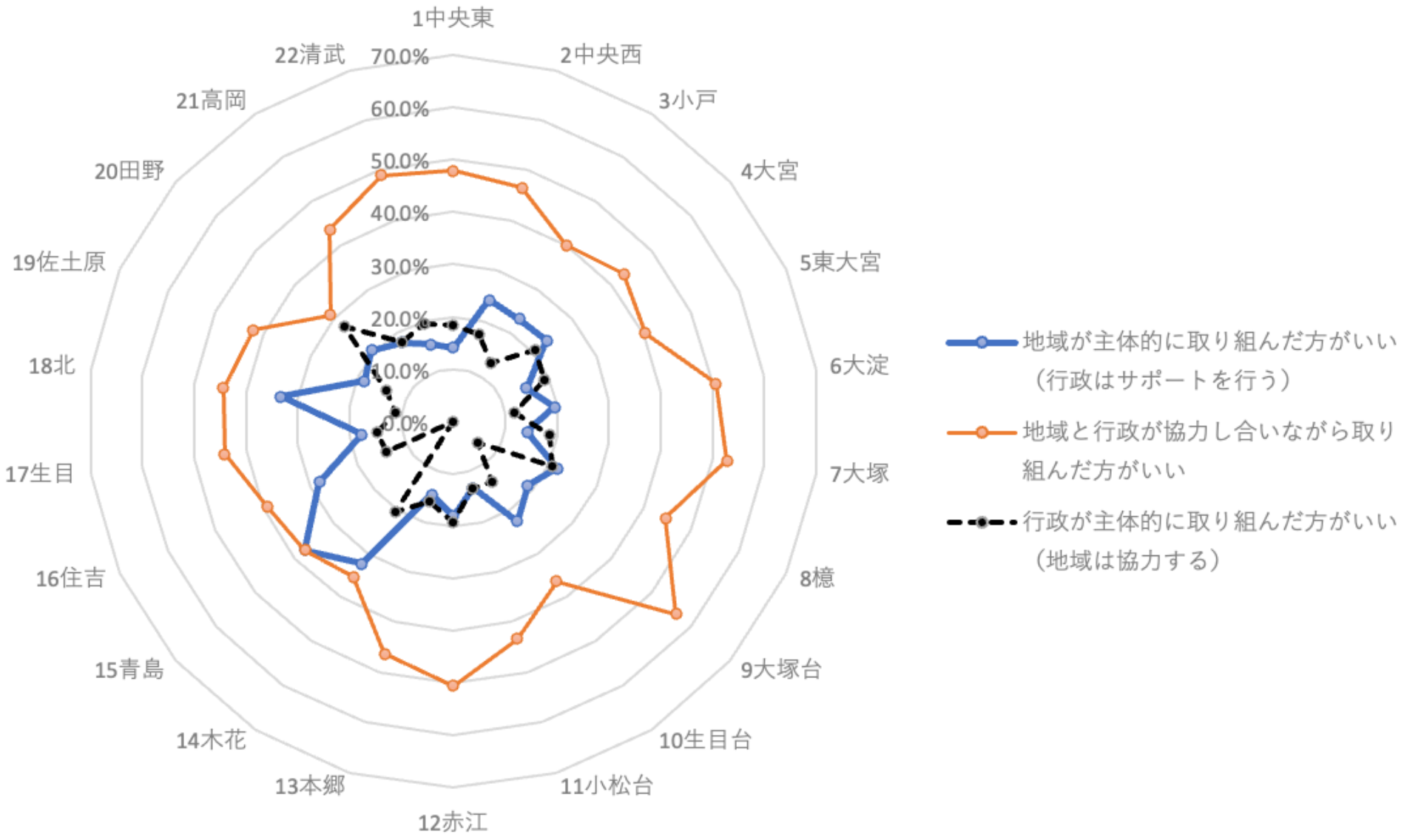

地域と行政の役割分担（H親睦・レクリエーション）

地域が主体的に取り組んだ方がいい（平均：44.5%）の割合が他の活動に比して高く、行政が主体的に取り組んだ方がいい（平均：4.8%）という割合は、低くなっている。

H　親睦・レクリエーション（祭り、マルシェ、スポーツ大会　など）

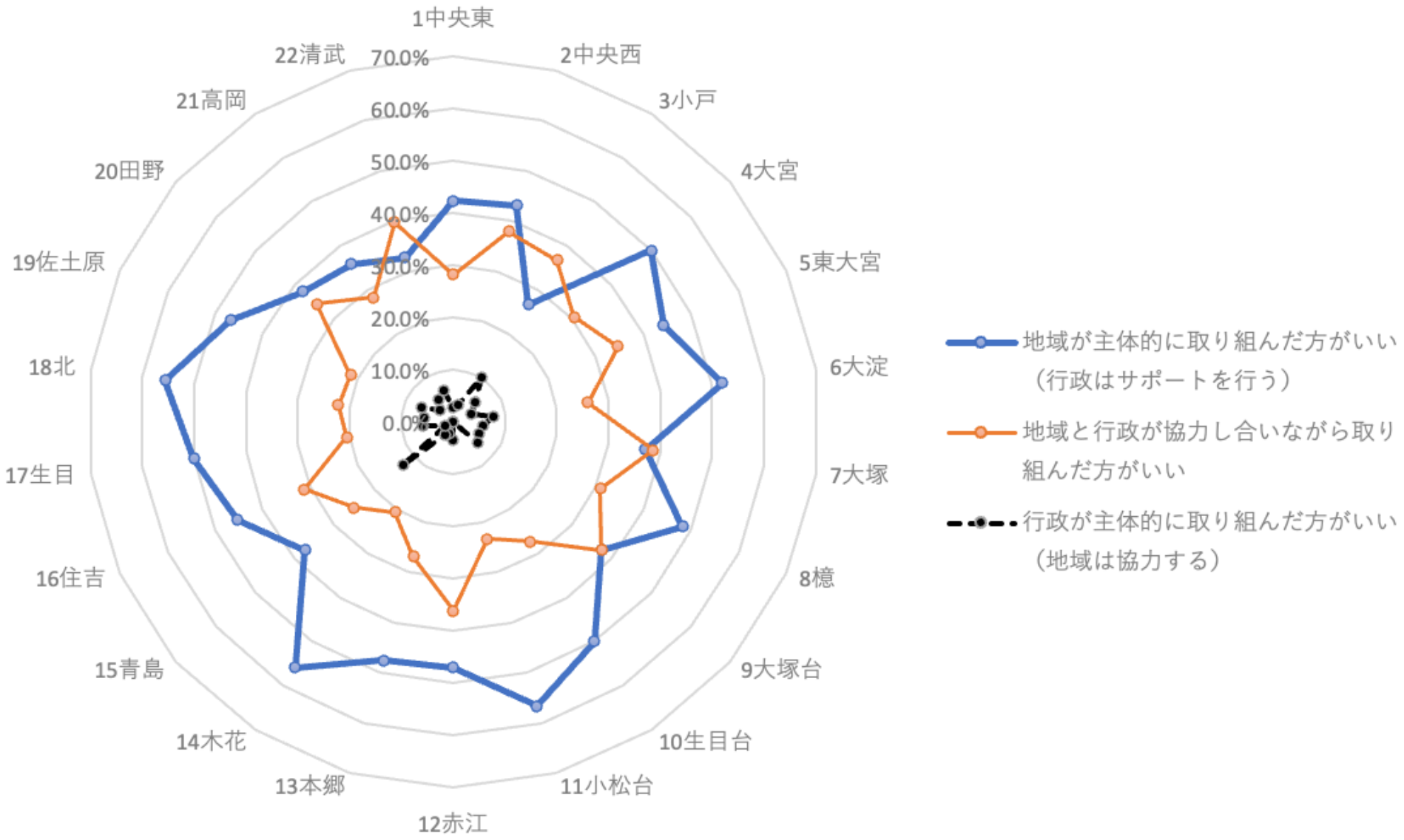

地域と行政の役割分担（宮崎市）

市では、市民活動推進基本方針（令和２年３月改訂版）において、「すべての市民が相互に支え合う地域社会の実現」を目指すため、地域の多様な主体の特性や役割に基づき、下表の通り整理し、地域活動を推進することとしている。

← 住民主導

住民、地域の各種団体、事業者や行政が連携し、地域課題の解決に向けて取り組む領域

← 協 働 →

行政主導 →

<table>
<tr><th>自助</th><th colspan="2">互助</th><th>共助</th><th>公助</th></tr>
<tr><td>住民が自主的、自発的に行動する領域</td><td colspan="2">・住民や各種団体等の自主的、自発的な活動で市の協力が必要となる領域
・事業者が社会貢献として、市民と取り組む領域</td><td>住民や各種団体等と市が一体となった活動で市民参加を求める領域</td><td>市の責任で処理する領域</td></tr>
<tr><td>例）私費で対応するもの</td><td>例）個人や家族で対応が難しく、地縁やテーマ等のつながりにより、会費や補助金を活用して取り組む事業等</td><td>例）個々の団体等で対応が困難なもので、地域コミュニティ活動交付金を活用して取り組む事業等</td><td>例）地域自治区のまちづくりに係る政策決定や意見調整など、行政と密接に連携した取組</td><td>例）避難所整備、防災・災害情報の配信、公立公民館・生きがい・子育て支援施設の整備・管理運営、各種保険給付等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人・家庭</td><td>自治会、地区社協、老人クラブ、ＰＴＡ、ＮＰＯ、事業者等</td><td>地域まちづくり推進委員会</td><td>地域協議会
（行政の附属機関）</td><td rowspan="2">行政</td></tr>
<tr><td>小さな地域自治</td><td colspan="2">大きな地域自治
【地域自治区単位の取組】</td></tr>
</table>

事業者やNPO、行政の協力のもと、地域の各種団体等が経済性のある活動に取り組む領域

← 共 創 →

今後の地域まちづくりの再構築における基本的な考え方（案）

これまでの検討してきた「地域まちづくりの成果（現状）と課題等」を踏まえ、「持続可能な地域まちづくり」という目標に向けて、次の４つの基本的な考え方を基礎に検討していきたい。

持続可能な地域まちづくり

【目的】
子どもから若者、大人、高齢者まで、みんなが知り合い、笑顔で過ごす、住みよいまちづくり

住民(みんな)でできること
（自主運営・自律）

・自律した地域運営
・人づくり（人材育成）
・財源の確保
・活動の有償化
・地域活動における行政支援のあり方

誰もが参加しやすいこと
（参加しやすさ）

・世代や性別等に関わらない多様な主体の参加
・活動に参加しやすい環境づくり
　気軽に活動に参加できる。
　気軽に活動を手伝える。
・広く意見を反映させる仕組みづくり

住民(みんな)がやりたいこと
（夢・希望・地域活性）

・交流イベント等による緩やかなつながりづくり
・地域おこしなど新たな価値を創造する取組

地域や行政が求めること
（地域ニーズへの対応
地域課題解決の取組）

・防災や福祉など基礎的必需的な取組の維持向上
・地域と行政の協働の推進
・地域と行政の役割分担の明確化

参考:「縮充する日本「参加」が創り出す人口減少社会の希望　山崎亮著(2016年)」における活動の原動力